

自宅で作成、印刷して提出！
国税庁ホームページで
簡単作成！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書が作成できます。
画面の案内に沿って入力すると、税額などが自動計算され、申告書や青色決算書などが簡単に作成できます。
作成した申告書などのデータをご自宅のプリンタで印刷し、持参や郵送で税務署に提出してください。印刷して提出する場合には、住基カードやICカードリーダーは不要です。

復興特別所得税の記載もれにご注意を！！
東日本大震災の復興財源として、平成 25 年分から復興特別所得税欄（2.1％）が設けられています。記載漏れのないようご注意ください！

税務署の申告会場は2月5日（木）に開設
開設までは限られた職員で対応することになります。2月4日（水）より前に確定申告の相談にお越しいただく場合は、長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

休日の相談・申告会場の開設
2月22日（日）と3月1日（日）に、福井税務署で確定申告の休日相談・申告書の受け付けを行います。平日（月～金）に都合のつかない人はご利用ください。

公的年金受給者の皆さんへ
今年度は、年金受給者の確定申告書作成相談会は実施しません。
税務署では2月5日（木）以降、市役所では2月16日（月）以降に、申告会場を設けますのでそちらをご利用ください。

問合せ 三国税務署
☎ 81-3211（自動音声案内）

家を新築・増築・取り壊した皆さんへ
固定資産税は、毎年1月1日現在で、市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課税しています。
市では、平成 27 年度の課税事務を進めるため、平成 26 年 12 月 31 日までの家屋の異動（所有権移転など）について、調査・整理を行っています。
次の条件に当てはまる人は、1月30日（金）までに税務課資産税Gにご連絡ください。必要な手続きについてご説明します。

- 平成 26 年中に家屋を取り壊した人
※ 法務局（登記所）に「滅失登記」をした人や、取り壊した後に新築し、既に家屋調査を終えた人は除きます。
- 平成 26 年中に家屋を新築・増築した人
※ 法務局（登記所）に「新（増）築登記」を済ませた人や既に家屋調査を終えた人は除きます。

法人・個人事業者の皆さんへ
償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（機械・器具・備品など）にも課税されます。
会社や個人で事業をしている人は、毎年1月1日現在で、事業用として所有している償却資産を忘れずに申告してください。申告書および手引きは税務課に備え付けてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。
また、eLTAX（地方税ポータルシステム）では、インターネットを利用した電子申告が可能です。詳しくは、eLTAX のホームページ（http://www.eltax.jp/）をご覧ください。
なお、太陽光発電システム（住宅用で 10kw 未満のものは除く）も償却資産の対象となりますので、ご注意ください。

申告期限 2月2日（月）
●対象となる資産（例）
【商店】レジスター、陳列台、冷暖房機など
【理容・美容業】理容・美容椅子、鏡、長椅子など
【金属加工業】旋盤、フライス盤、ボール盤、プレス機、溶接機など
【クリーニング業】洗濯機、乾燥機、プレス機、脱水機など
【印刷・製本業】各種印刷機、裁断機、自動折りたたみ機など
【飲食・接客業】カウンター、ソファ、インテリア、音響装置など
【農業】トラクターのアタッチメント、育苗機等の管理機、乾燥機など
問合せ 税務課 資産税G ☎ 73-8012

税
所得税と市・県民税の申告は
3月16日 までに行いましょう！

平成 26 年分の所得税と市・県民税の申告相談は、
2月16日（月）から3月16日（月）まで となっています（土日を除く）。
期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに必ず申告してください。
なお、月曜日と最終週は混雑が予想されますので、できるだけ対象地区の割当日をご利用ください。
問合せ 税務課 市民税G ☎ 73-8011

と き	対象地区
2月16日（月）	轟木・新田・東善寺・谷畠・上番・根上り・仏徳寺・中番
17日（火）	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日
18日（水）	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
19日（木）	下八日・坂ノ下・稻荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稻越
20日（金）	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・東山・後山・清滝・鎌谷・櫛・権世・権世市野々・吉崎地区
23日（月）	国影・井江葭・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
24日（火）	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
25日（水）	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稻越・河原井手・池口
26日（木）	北潟東・北潟西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
27日（金）	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
3月 2日（月）	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
3日（火）	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
4日（水）	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
5日（木）	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
6日（金） 、 16日（月）	全地区

- ▼ 所得税の確定申告が必要な人
- ・事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
 - ・給与の収入金額が 2000 万円を超える人
 - ・給与所得のある人で、それ以外の所得の合計額が 20 万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額とそれ以外の所得の合計額が 20 万円を超える人
 - ・年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
※ 年金の収入金額が 400 万円以下で、年金所得以外の所得の合計額が 20 万円以下である場合には申告する必要はありません。

相談時間
8時30分～12時
（受け付けは11時30分まで）
13時～17時15分
（受け付けは17時まで）
申告会場
市役所1階 101 会議室

イータックス
e-Tax コーナーの期間拡大
次の日程で、市役所1階の申告会場に e -Tax（国税電子申告・納税システム）コーナーを設置します。
北陸税理士会三国支部の税理士がサポートしますので、ぜひご利用ください。
2月16日（月）～3月4日（水）
9時30分～11時30分、13時30分～15時30分

- ▼ 市・県民税の申告が必要な人
- 平成 27 年 1 月 1 日現在あわら市に住民登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。
ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。
- ・所得税の確定申告をする人
 - ・給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
 - ・控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人